

第25回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年9月30日(月)
午後3時00分～午後6時10分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第17号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第120号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第121号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第122号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第123号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第124号	非農地証明願について
議案第125号	農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について
議案第126号	本部町農業振興地域整備計画全部見直しについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農地担い手支援班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

- 議長 　ただ今から第25回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 　全員、出席しております。
- 議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
- 議長 　（異議なしの声あり）
異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 　議案に入ります。
- 議長 　報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
事務局より報告をお願いします。
- 事務局 　報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
上記のことについて、別紙のとおり兩名の合意に基づき貸借契約を解除する
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により
農号委員会へ報告します。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は1件です。
- 番号1番 石川305 登記現況共に、畑 面積514㎡
石川306 登記現況共に、畑 面積1,612㎡
賃貸人：南風原町にある公益財団法人A
借借人：本部町在住B氏
解約の理由：両者の合意があったため
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。
- 議長 　報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしとのことですので次に進みます。
- 議長 　議案第120号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 　議案第120号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 伊豆味2008 登記、山林 現況、畑 面積1,051㎡のうち400㎡
伊豆味2010 登記、山林 現況、畑 面積168㎡
利用権を設定する者:宜野湾市在住C氏
利用権の設定を受ける者:宜野湾市在住D氏
利用権の設定期間:20年(使用貸借)
添付資料説明

番号2番 伊豆味2019 登記、山林 現況、畑 面積1,477㎡
利用権を設定する者:竹富町在住E氏
利用権の設定を受ける者:宜野湾市在住F氏
利用権の設定期間:20年(使用貸借)
添付資料説明

番号3番 野原200-1 登記現況共に、畑 面積273㎡
野原210-1 登記現況共に、畑 面積1,615㎡
利用権を設定する者:那覇市在住G氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号4番 具志堅593 登記現況共に、畑 面積1,462㎡
利用権を設定する者:本部町在住I氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住J氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第120号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第120号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案121号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底2850 登記現況共に、畑 面積861㎡
譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住L氏
権利種別:3条有償移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第121号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第121号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第122号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第122号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 謝花68 登記、畑 面積681㎡
譲渡人:那覇市にある有限会社M
譲受人:本部町にある合同会社N
権利種別:所有権移転
申請事由:建築見積金額と建築請負契約金額に多大な差異が生じ、
資金調達ができなかったため。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第122号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第122号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 謝花68 登記、畑 面積681㎡
申請人:那覇市にある有限会社O
譲受人:本部町にある合同会社P
転用目的:介護施設(老人ホーム)
転用理由:新規事業として老人ホームを建築し運営したい。
農地区分:第三種農地

番号2番 北里1042-1 登記現況共に、畑 面積329㎡
申請人:沖縄市在住Q氏
譲受人:沖縄市在住R氏
転用目的:共同住宅
転用理由:共同住宅を新築する。
農地区分:第二種農地

番号3番 瀬底2894-2 登記現況共に、畑 面積561㎡
申請人:本部町在住S氏
譲受人:北谷町在住T氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在北谷でアパートに住んでいるが、申請地に家を建ててそこに住みたい。
農地区分:第二種農地

番号4番 瀬底4769 登記現況共に、畑 面積762㎡
申請人:南風原町在住U氏
譲受人:郡山市在住V氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:一般住宅建築のため。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 パトロールに行ってきました、事前着工などは見られず、特に問題はなさそうでした。

議長 補足説明が終わりました。1番委員ありがとうございます
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第123号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第123号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第124号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第124号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数5件です。

番号1番 願出人:本部町在住W氏
申請農地:伊野波799-4 登記、畑 面積158㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草、雑木が繁茂している。
所有者:那覇市在住X氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住Y氏
申請農地:山川793 登記、畑 面積253㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され、面積も小さく、
石が混じった土質のため畑に向いていない。
所有者:相模原市在住Z氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住A氏

申請農地:浦崎751 登記、畑 面積241㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用するのが困難なため。

所有者:那覇市在住B氏

添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住C氏

申請農地:備瀬247 登記、畑 面積168㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。

所有者:金武町在住D氏

添付資料説明

番号5番 願出人: 在住E氏

申請農地:瀬底506 登記、畑 面積497㎡

瀬底2889 登記、畑 面積1,049㎡

申請要旨:雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用するのが困難なため。

所有者:同願出人

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 番号1番は、周囲には墓が多く、斜面にあり、農地として使えるような状態ではありませんでした。

番号2番は、接道しておらず、農地も奥まったところにあり、農地としての利用は難しそうでした。

番号3番は、木が繁茂しており、長い間畑として利用されている様子はなく、農地として利用するのは、難しいように見えました。

番号4番は、接道しておらず、また石がごろごろしているような感じであり、面積も小さいことから農地としての利用は不向きであるようでした。

番号5番は、瀬底2889については、雑草のみが生えているようで、つい最近まで農地として使用していた様子でしたので、非農地には該当しないと思われます。

瀬底506については、周囲は住宅に囲まれており、農用地として利用するのは難しいようにも思われました。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

3番委員 番号5番の瀬底2889については、否決相当、残りの申請については可決相当であると思われます。

議長 他に意見などございますか。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第124号について提案通り、番号5番のみ一部否決、その他は可決決定として認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第124号は可決または否決致します。

次に進みます。

議長 議案第125号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第125号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による

農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 石川290 登記現況共に、畑 面積511㎡
石川292-1 登記現況共に、畑 面積635㎡
石川293-1 登記現況共に、畑 面積408㎡
石川294-1 登記現況共に、畑 面積1,738㎡
石川318 登記現況共に、畑 面積486㎡

権利を設定する者:本部町在住G

権利の設定を受ける者:本部町にある合同会社H

権利種別:機構法賃貸借移転

添付資料説明

番号2番 石川305 登記現況共に、畑 面積514㎡
石川306 登記現況共に、畑 面積1,612㎡
賃貸借権を転貸する者:南風原町にある公益財団法人I
賃貸借権の転貸を受ける者:本部町にある合同会社J
権利種別:機構法賃貸借転貸
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第125号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第125号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第126号 本部町農業振興地域整備計画全部見直しについて
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第126号 本部町農業振興地域整備計画全部見直しについて
上記のことについて、本部町より意見照会がありますので、農業振興地域の
整備に関する法律第8条及び、同法施行規則第3条第2の規定により、
農業委員会の意見を求めます。

(資料説明)

以上で説明を終わります。

議長

(審議中)

議長

除外・編入申出等一覧より不適當と思われるもののみを以下の通り
意見決定してもよろしいでしょうか。

No. 13 北里1054-2(691㎡)は農振法第13条第2項第2号要件に当てはまり

除外は不適當であると考えます。

No. 14 具志堅2745(867㎡)は変更目的が特になしとなっており、法の趣旨から除外
必要と思えない。

No. 15 新里37(1,756㎡)は新里かんがい排水事業受益地となっており、

除外は不適當であると考えます。

No. 16 備瀬731-1(801㎡)は農振法第13条第2項第1号及び第2号、第3号

に当てはまり、除外は不適當であると考えます。

No. 18 石川1058(1,264㎡)は、No.13と同様、同法第13条第2項第号に当てはまり、
並びに同項第3号に当てはまり、除外は不適當であると考えます。

以上。

(異議なしの声あり)

では、議案第126号について上記提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第126号は提案の通り意見決定致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時10分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義